

再処理施設に係る廃止措置計画の変更認可申請について（概要）

令和2年7月10日に認可を受けた廃止措置計画変更認可申請書に示した高放射性廃液貯蔵場（HAW施設）及びガラス固化技術開発施設（TVF）の安全対策の基本方針に従い、以下の内容について変更認可申請を行った。

（1）事故対処の有効性評価

地震と津波の重畳により HAW 施設及び TVF に係る重要な安全機能である高放射性廃液に対する崩壊熱除去機能が喪失した場合に、放射性廃液が沸騰し蒸発乾固に至る事故を未然に防ぐため、事故対処設備を用いて喪失した安全機能を回復させることとしている。

事故対処では、高放射性廃液の沸騰を未然に防止する対策と沸騰までの到達時間を遅らせる対策を準備し、各対策のタイムチャートに基づき、操作時間、要員、資源等の観点から対策を検証するとともに訓練を実施した。

これらの結果、高放射性廃液が沸騰に至る前に事故対処設備により安全機能を回復させることが可能であり、一連の事故対処が有効であることを確認した。

（別図参照）

（2）代表漂流物の妥当性の検証

津波襲来後の引き波の影響を含めた設計津波の流況解析及び漂流物の軌跡解析を行い、代表漂流物の重量を超える漂流物は HAW 施設及び TVF に到達せず、選定した代表漂流物（水素タンク（撤去済み）、防砂林、小型船舶、中型バス）は妥当であることを確認した。

また、これを踏まえ津波防護対策の設計に反映することとした。

（3）制御室に係る有毒ガスの評価

敷地内外の有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質を調査した結果、有毒ガス防護対策を必要とする有毒ガスの発生源はないことを確認した。なお、予期せず発生する有毒ガスに関する対策として、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに基づき酸素呼吸器等の保護具を配備することとした。

以上

